

令和元年度第1回介護保険事業者連絡調整会議次第

日時：令和元年8月29日(木)

午後1時30分から

場所：安城市教育センター研修ホール

1 あいさつ

2 説明事項

- (1) 介護サービス事業者等への指導・監督について・・・・・・・・P 1～12
- (2) 事故発生時の連絡の取扱いについて・・・・・・・・P 13～15
- (3) 介護保険制度改正について（令和元年10月改正）・・・・P 16～18
- (4) 高齢者虐待防止について・・・・・・・・P 19～20
- (5) 地域包括支援センターの介護予防プラン等作成実績
について（平成30年度）・・・・・・・・P 21
- (6) 高齢者福祉サービスについて・・・・・・・・P 22～24

3 その他

- (1) 地域包括ケア市民フォーラム
- (2) 介護サービス事業所マップについて（配布）
- (3) あんジョイプラン9策定に伴うアンケート調査について（お願い）
・・・・・・・・P 25
- (4) 利用者負担の軽減制度について・・・・・・・・P 26～27
- (5) 介護保険利用のてびきについて

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

（１）職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

（２）業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国・県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみに所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

（３）「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

- ア 年間１００万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

（４）愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。

（愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照）

2 指導の種類

（１）集団指導と実地指導

市が行う指導は、集団指導と実地指導をいいます。事業者連絡調整会議は集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 市単独指導と県合同指導

愛知県と市の合同指導では、事前調査（自己点検シート）書類の提出及び改善指示事項に対する改善状況報告について、愛知県へはもちろん安城市へも同書類を提出してください。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 実地指導について

安城市では、原則として3年に一度は実地指導を行っています。実地指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき、適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の実地指導において、勤務形態一覧表や運営規程等の書類を事前提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

実地指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いします。

(3) 総合事業の実地指導

総合事業の実地指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県の合同指導時に同時実施や、市単独で実施します。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は、悪質性が疑われると判断することがあり、悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって実地指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況

平成30年指導事業所 53 事業所

うち改善報告を求めた事業所 48 事業所

(6) 主な指導内容【平成30年4月～令和元年7月実施分】

ア サービス共通

		指導内容
運営基準	1	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。
	2	運営規程について ア 従業者の員数について、1以上と記載があるため、実際の従業者数に改めること。 イ 利用者に関する記録の保存を5年とすること。
	3	個人情報使用の同意は家族からも文書で得ておくこと。
	4	雇用契約書の日付等に記載漏れ、記載誤りが見られるため、改めること。また、現在も勤務している職員の中で、雇用契約の期間が満了している者が見られるため、改めて雇用契約を結び直すこと。
	5	契約書に記載の文書の保存期間は、2年間ではなく5年間であるため、改めること。
	6	利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項、運営規程の概要等は見やすい場所に掲示すること。
	7	サービスの質の向上を図るため、研修に参加した際は、研修内容について事業所内で共有すること。なお、参加した研修の資料を整理し、必要な情報をいつでも確認できるようにしておくこと
	8	事故報告は適正な時期に市様式にて提出すること。
	9	苦情・事故・ヒヤリハットの記録を適宜残すこと。

イ 地域密着型通所介護・介護予防（生活支援）通所サービス

		指導内容
人員基準	1	生活相談員の人員基準を満たしていない日が生じている。今後欠員が生じた場合は、他の職員を適切に配置すること。
	2	機能訓練指導員は定められた有資格者を配置すること。
	3	管理者が他の職務を兼務できるのは、同一敷地内の同一法人事業所に限られ、職種は2職種までとすること。
運営基準	4	サービスの提供に当たり、生活支援通所サービス・介護予防通所サービス・地域密着型通所介護におけるアセスメントを作成すること。また、作成したアセスメントにおいて、当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
	5	通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

運営基準	6	地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
	7	資格証の姓の変更があった職員については、新姓の記載がある戸籍抄本の写し等の書類を整備すること。
	8	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うこと。
	9	定期的にモニタリングを実施し、モニタリングシートを作成して、(日々のサービス利用時の記録とは別に行うもの) サービスの質の評価を行うこと。
	10	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成する具体的なサービスの内容等を見直した通所介護計画を作成すること。
	11	居宅介護支援事業所から適切な時期にケアプランの交付を受けること。
	12	利用者に係るサービス担当者会議の記録を取得するなどし、利用者の心身の状況等の把握に努めること。
	13	サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので、研修の充実に努めること。特に、身体拘束や高齢者虐待、法令遵守に関する研修を行うこと。
	14	出勤状況を確認できない従業者(管理者含む)がいるので、適切に出勤状況を管理し、記録すること。
	15	地域密着型通所介護計画書の様式を改め、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載するなど、計画書の内容の充実に努めること。
介護給付費算定	16	送迎について、運行記録、業務日誌、サービス提供票の記録が一致しないため、正しく記録すること。
	17	サービス提供体制強化加算を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。
	18	個別機能訓練計画は多種職共同で作成し、作成者がわかるようにすること。かつ、3か月に1回以上利用者宅を訪問し、生活状況を確認し、訓練内容・評価・進捗状況を説明し、目標や訓練内容等見直しを行うこと。
	19	運動器機能向上加算の算定に当たっては、多種職共同で計画を作成するとともに、おおむね1か月ごとにモニタリングを実施する必要があることに留意すること。(介護予防通所サービス)

介護給付費算定	20	運動器機能向上計画は、多職種共同で作成し、効果、リスク、緊急時の対応と合わせ利用者に対する計画の説明及び同意を得る必要があることに留意すること。（介護予防通所サービス）
	21	運動器機能向上サービスに関する記録の充実を図ること。（介護予防通所サービス）

ウ 介護予防訪問サービス

		指導内容
運営基準	1	重要事項説明書の料金表が、訪問介護の料金表であったため、再作成し同意を得ること。
	2	モニタリングの作成は、本人の状態変化の詳細やそれにより何ができて何ができないのかわかるようにすること。前回の状態から何が変わったかを記しておくこと。

エ 認知症対応型共同生活介護

		指導内容
人員基準	1	日中は共同生活住居ごとに介護従業者を、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすることとされているが、配置が十分でない日があったり、管理者やその他介護職員の超過勤務等を含めて確保を図っていた場合があるため、職員の補充等体制の充実を図ること。
	2	計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該ユニットのみ他の職務に従事すること。
	3	管理者の介護従事者との兼務は、管理上又は利用者の処遇に支障が無い場合に限られるので、管理業務が常勤換算方法で0.5以上となるよう人員配置を改めること。
運営基準	4	常態的にユニットをまたいで勤務している介護職員がいるため、ユニットを固定した勤務にすること。
	5	勤務表は暦月でユニットごとに毎月作成し、介護従事者が必要な時間数配置されているか確認すること。
	6	負担割合が変更となる利用者については、重要事項説明書によりその旨を説明し、同意を得ること。
	7	身体的拘束等の適正化のための指針は、必要な項目を盛り込んで作成すること。
	8	利用者等から徴収する費用については、運営規程に記載のすること。
	9	日用品費は利用者等の希望を確認することなく全利用者に一律に提供し、費用を画一的に徴収することは認められないので留意すること。

運営基準	10	介護計画について、他の介護従事者に説明し、情報、認識の共有をすること。
	11	1月につき連続5日以上入浴できていないケースが見受けられたので、利用者が自立した日常生活が送れるよう適切に対応すること。
	12	認知症対応型共同生活介護計画はアセスメント結果等に基づき、内容の充実を図り、あわせて利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た上で交付すること。
	13	入居の際には入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。
	14	身体拘束等の適性化のための従業者に対する研修について、内容を充実させること。
	15	入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることを確認すること。
介護給付費算定	16	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。 ・身体的拘束適正化検討委員会を3月に1回以上開催すること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
	17	サービス提供体制強化加算を算定する場合は、加算に必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。
	18	看取りに関する指針について、指針に盛り込むべき項目を見直すこと。

オ 地域密着型介護老人福祉施設

		指導内容
人員基準	1	日中は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置が必要であるが、不在の時間帯があるので、早急に改めること。
運営基準	2	介護職のユニット間の兼務があるので、いわゆる「馴染みの関係」を考慮し、単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配する必要があることに留意すること。
	3	医師の出勤簿又はタイムカードがないため作成し、記録に残すこと。
運営基準	4	運営規程で「日常生活管理費」として画一的に徴収することは認められないので留意すること。また、日常生活費として徴収可能な品目は通知により定まっているため、徴収可能な品目を確認の上、適正な徴収を行うこと。

	5	入所の際には入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、該当者の被保険者証に記載すること。
	6	解決すべき課題の把握「アセスメント」は、生活相談員ではなく計画担当介護支援専門員が、入所者及びその家族に面接して行うこと。
	7	施設サービス計画書の交付より前にサービス担当者会議を開催すること。

カ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

		指導内容
人員基準	1	日中は利用者3名に対し、常勤換算方法で1名以上の介護職員の配置が必要であるが、配置を満たしていない日があるので、人員配置を改めること。
運営基準	2	負担割合が変更となる利用者については、重要事項説明書によりその旨を説明し、同意を得ること。
	3	小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、作成すること。
	4	小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の同意を得ること。

キ 居宅介護支援

		指導内容
運営基準	1	モニタリングにおいて、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合（特段の事情）は、その具体的な内容を記録しておくこと。
	2	居宅サービス計画の作成にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ること。
	3	居宅サービス計画の作成に当たっては、文書により利用者の同意を得ること。
	4	個別サービス計画の提出がない利用者がいたため、事業所と連携し、提出を求めるようにすること。
運営基準	5	医学的サービスを居宅サービス計画に位置付け作成した場合は、主治医の医師等に交付しなければならないことに留意し、記録を残すこと。
介護給付費算定	6	退院退所加算の算定要件を確認し、自主点検の上、正しい区分にて請求を行うこと。

4 実地指導の標準化・効率化等の運用指針について

指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を図り、実地指導の実施率を高める観点から、国が「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を定めました。

(1) 運用指針の内容

- ① 「標準確認項目」「標準確認文書」の設定
- ② 実地指導の所要時間の短縮
- ③ 実地指導の頻度
- ④ 同一所在地等の実地指導の同時実施
- ⑤ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施
- ⑥ 運用の標準化
- ⑦ 実地指導における文書の効率的活用

(2) 安城市における対応

安城市の実地指導についても、この指針に基づき実地指導を行います。

5 指定申請等に係る提出書類の一部簡素化について

指定申請に係る文書等を削減する観点から、介護保険法施行規則が改正され（平成30年10月1日施行）、保険者へ提出する書類の一部が簡素化されました。

これに伴い、新規指定、指定更新、変更、加算等において必要な添付書類や、書類の様式が変更されております。市公式ウェブサイトに必要な書類一覧及び各種様式が掲載されておりますので、ご確認ください。

ホーム>暮らし>福祉・介護・医療>事業者向け情報>介護保険事業所の各種手続きについて

6 【密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

(1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。
- ③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。

（愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること

◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること

◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと

◎次の職種でないこと

ア 管理者（全サービス）

イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）

ウ 介護支援専門員（全サービス）

エ 計画作成担当者

（２）加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15 日以前に届出 → 翌月から 16 日以降に届出 → 翌々月から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 （届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）

（３）届出書の様式について

ホーム＞暮らす＞福祉・介護・医療＞事業者向け情報＞変更及び加算の届出について

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

7 介護職員等特定処遇改善加算について（2019年度介護報酬改定）

令和元年10月の介護報酬改定において、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、介護職員等特定処遇改善加算が創設されます。

これに合わせ、安城市の介護予防・日常生活支援総合事業においても介護職員等特定処遇改善加算を創設します。なお、生活支援通所サービス・生活支援訪問サービスは算定の対象外となります。

（１）加算の区分と要件

区分	(1) 介護福祉士の配置等要件	(2) 現行加算要件	(3) 職場環境等要件	(4) 見える化要件 (2020年度から)
加算Ⅰ	すべて満たす			
加算Ⅱ	満たさない	満たす		

(2) 手続きについて

- ・必要書類の提出が必要です。
- ・届出書類等は市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。
ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>介護サービス事業所の各種手続きについて>介護職員等特定処遇改善加算の届出について

(3) 届出期限

- ・令和元年10月1日から加算を算定する場合…令和元年8月30日(金)
- ・令和元年以降、令和2年3月までの間に特定加算を算定しようとする場合は加算を算定しようとする月の2か月前の月末日までに届け出てください。

(4) 提出先

高齢福祉課介護保険係（市役所北庁舎1階43番窓口）

8 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。
- ・届出書類等は市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。
ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について

(3) 提出先

高齢福祉課介護保険係（市役所北庁舎1階43番窓口）

9 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

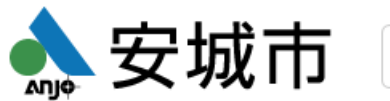


福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- ・子ども医療
- ・心身障害者医療
- ・母子・父子家庭医療
- ・精神障害者医療
- ・後期高齢者福祉医療費給付制度
- ・自立支援医療(精神通院)
- ・自立支援医療
- ・小児慢性特定
- ・養育医療
- ・精神障害者医療
変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > 暮らす > 健康、福祉

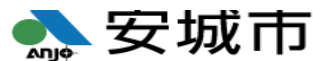
健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

福祉・介護・医療

④「高齢者の福祉」
クリック

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ

市政

総合トップ

ホーム > 暮らす > 高齢者の福祉

いいね!

高齢者の福祉

個人向け情報

介護保険制度案内ページ／利用できるサービス(介護保険サービス・介護
市内事業所一覧／予防・介護の知恵袋／認知症／支援活動／在宅医療／各種申請書

事業者向け情報

介護保険事業者向け情報／地域密着型サービス事業者・介護予防支援／
介護予防・日常生活支援総合事業／居宅介護支援事業者向け情報／在宅医療・介護連携拠点推進

その他

あんジョイプラン／施設整備／各種審議会／介護・福祉の仕事に関する情報 など

⑤「事業者向け情報」
クリック

介護サービス事業者
介護保険施設 各 位

安城市長 神 谷 学

介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて

このことについて、介護サービス事業者等は、「人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をしなければならないこととなっていますが、この取扱いを下記及び別紙のとおりとしますのでよろしくお願いします。

記

1 対 象

- (1) 安城市の被保険者が受けた介護保険指定事業者(以下、「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス
- (2) 安城市内に所在する事業者が行う介護保険適用サービス

2 連絡を要する事故等

連絡事項区分		説 明
①	サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	◇ ケガの程度 外部の医療機関で治療(施設内の同程度の治療を含む。)を受けた場合。事業者の過失の有無は問わない。 ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ◇ ケガの程度にかかわらず、連絡する必要のある場合 ・ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合 ・ 利用者に見舞金や賠償金を支払った場合 ・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合 ◇ 「サービスの提供」には、送迎及び通院中も含む。
②	食中毒及び感染症の発生	◇ MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合。 ※ 各感染症に関連する法に定める手続きがある場合はこれに従う。
③	職員(従業者)の法令違反・不祥事件等の発生	◇ 利用者の処遇に影響がある場合。 ※ 例:利用者からの預り金の横領、虐待及び不適切な行為など
④	その他連絡が必要と認められる事故の発生	

3 市への連絡方法

(1) 事故等発生時の対応

事故等が発生した場合は速やかに市へ電話又は FAX(様式不問)で連絡してください。

※ 食中毒及び感染症の発生の場合もその都度連絡してください。

(2) 経過連絡

その後の経過について、順次市へ電話又は FAX(様式不問)で連絡してください。

(例)利用者とのトラブルの発生、集団感染の新たな感染者発生、意識の回復等

(3) 報告書の作成

事故等処理の区切りがついたところで別紙様式により「介護保険事業者事故報告書」を作成し、提出してください。対象者が複数名の場合は、各対象者の情報・症状・対応については「事故報告書別紙(集団発生用)」にまとめ、添付してください。様式は安城市ウェブサイトでダウンロードできます。

〔問合せ先〕安城市役所 高齢福祉課 介護保険係・介護給付係

TEL 71-2290(直通) 76-1111(代表) FAX 74-6789

記入例

高齢福祉課介護保険係あて

事故報告書別紙(集団発生用)

※介護保険事業者事故報告書と併せて報告してください。以下の内容は事故報告書の「事故等対象者」「事故の概要」に代わるものとする。

令和 年 月 日

NO	氏名	年齢	性別	利用者・職員	介護度	保険者	被保険者番号	診断名	1月29日		1月30日		1月31日		2月1日		2月2日		2月3日		2月4日		2月5日	
									AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM		
1	安城 花子	25	女	職員				インフルエンザ	×★	×☆	×☆	☆	☆	☆	☆									
2	三河 一郎	33	男	職員				疑インフル		×	×	×	×	×										
3	愛知 太郎	80	男	利用者	要介護5	安城市	1234	ノロウイルス					●■	○□	□	□	□	□						
4	東海 花江	90	女	利用者	要介護3	刈谷市	56789	疑 ノロ							▲■	△	△	△	△★	☆	☆			
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
							初発時は黒塗	嘔吐●	下痢■	咳鼻汁★	継続	嘔吐○	下痢□	咳鼻汁☆	隔離・休み									
								腹痛▲	発熱×	咽頭痛▼		腹痛△	発熱×	咽頭痛▽	→									

介護保険事業者事故報告書

法人名											報告日	令和	年	月	日
事業所名及び所在地等	〒 ー Tel (ー) ー										担当者名 _____				
事業者番号											サービス種類				
事故等対象者 ※集団の場合は別紙記入	住所									氏名 (年齢)		(ー) 才			
	要介護度		要支援 要介護		ー ー		被保険者番号								
※集団の場合は別紙記入 事故の概要	日時	年 月 日		時 分		場所									
	種別	ケガ・死亡・感染症・法令違反等・その他 ()													
	事故等の内容	(普段の状況、事故の原因、事故発生時の状況、事故の程度、ケガの部位に○を記載してください。) まえ  うしろ 													
事故時の対応	対処方法	(事業所での処置、病院等への搬送、家族への連絡(日時・方法)等状況を記載してください。)													
	治療機関 および 受診日時	(医療機関名、所在地、最初に受診した日時を記載してください。)													
	治療の概要														
事故後の対応	利用者の状況														
	家族への報告説明														
	損害賠償の状況														
再発防止対策	(事故原因の分析結果を踏まえて、具体的に記載してください。)														

※ 記載できない場合は、任意に別紙に記載し、添付してください。

令和元年度介護保険制度の主な改正点について

1 介護保険の介護報酬の改定

１０月の消費税増税に関連して、介護保険の介護報酬が改定されます。また、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されます。これは、現行の「介護職員処遇改善加算」（介護職員のためのキャリアアップの仕組み作りや、職場環境の改善を行った事業所に対して、賃金を上げるためのお金を支給）に加えて、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員等の賃金を引き上げることを目的とした加算です。

＜参考＞介護保険最新情報 Vol. 704、719、736

2 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価の改定

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、６５歳以上のすべての人を対象とした、安城市が行う介護予防のための事業です。ここでいうサービス単価とは、そのうちの「介護予防・生活支援サービス事業」を対象とします。「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援１・２の方と、基本チェックリストで生活機能の低下が認められた方（以下、「事業対象者」）が利用するサービスです。１０月の消費税増税に関連して国の「地域支援事業実施要綱」が改正されますので、これを受け、本市も「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス単価を改定し「介護職員等特定処遇改善加算」を創設します。

＜参考＞安城市 Web サイト

「安城市指定事業者等による第１号事業の支給額に関する基準要綱」

<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/kijun-jourei.html>

「運営の手引き」

<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/tebiki.html>

3 区分支給限度基準額の改定

介護サービスの一か月の総額が区分支給限度基準額を超えた場合、超えた分は全額利用者の自己負担となりますが、１０月の消費税増税に関連してこの金額が改定されます。

区分	改正前基準額（月、単位）	改正後基準額（月、単位）
事業対象者	5,003	5,032
要支援１		
要支援２	10,473	10,531
要介護１	16,692	16,765
要介護２	19,616	19,705
要介護３	26,931	27,048
要介護４	30,806	30,938
要介護５	36,065	36,217

<参考１>介護保険最新情報 Vol. 7 0 4

<参考２>別紙通知文「消費税引き上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の取り扱いについて」

4 厚生労働大臣が定める費用の額の改定

施設における食事の提供・居住・滞在等に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下、「基準費用額」）が、１０月の消費税増税に関連して改定されます。基準費用額は、低所得者の施設利用が困難とならないよう特定入所者介護サービス費を算出する時等に使用します。

<参考>介護保険最新情報 Vol. 7 0 4

区分	改正前基準費用額 (日額)	改正後基準費用額 (日額)
ユニット型個室	1,970 円	2,006 円
ユニット型個室的多床室	1,640 円	1,668 円
従来型個室（特養等）	1,150 円	1,171 円
従来型個室（老健・療養等）	1,640 円	1,668 円
多床室（特養等）	840 円	855 円
多床室（老健・療養等）	370 円	377 円
食事の提供	1,380 円	1,392 円

5 低所得者の介護保険料の軽減強化

低所得者の介護保険料の軽減強化については、消費税による公費を投入して平成２７年から一部実施していますが、本年１０月の消費税増税に伴いさらに軽減強化を行います。これまでは所得段階が第１段階の方のみでしたが、今年度賦課後は第１～第３段階の方が対象となります。

区分	軽減前保険料(年額)	軽減後保険料(年額)
	保険料率	保険料率
第１段階	25,392 円 0.40	17,457 円 0.275
第２段階	38,088 円 0.60	30,153 円 0.475
第３段階	41,262 円 0.65	39,675 円 0.625

6 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限

福祉用具貸与価格の上限について、今年度は見直しを行わず新商品についてのみ上限設定が行われます。令和２年１月貸与分から適用です。

全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について、１０月貸与分から消費税増税分が反映されます。

<参考>介護保険最新情報 Vol. 7 0 9、7 2 5、7 3 5

令和元年 8 月 2 9 日

介護保険サービス事業所長 様

安城市長 神 谷 学
(公 印 省 略)

消費税引き上げに伴う区分支給限度基準額の見直しに関する介護保険被保険者証の取扱いについて（通知）

このことについて、令和元年 7 月 8 日付けで厚生労働省老健局介護保険計画課及び同省同局老人保健課より通知がありましたので、下記のとおり取り扱います。

記

令和元年 1 0 月に予定されている消費税率 1 0 % への引上げに伴い、区分支給限度基準額の見直しを行うとともに、全被保険者分の介護保険被保険者証の区分支給限度基準額欄を修正する必要がありますが、令和元年 9 月 3 0 日以前に交付した介護保険被保険者証については再交付する必要はなく、交付済みの介護保険被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えて対応することを原則とする。

なお、令和元年 1 0 月以降に交付する介護保険被保険者証については、新たな区分支給限度基準額を記載して交付することとする。

担 当 福祉部高齢福祉課介護給付係
電 話 0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 2 6 （直通）

高齢者虐待防止について

1 早期発見・通報

（１）養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

（２）養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合

養介護施設従事者は業務に従事している養介護施設・養介護事業において、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない（法（＊）第２１条）。

『事業所内での事実確認』を行うのではなく市高齢福祉課地域支援係に速やかに連絡してください。介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」「実地指導」、法（＊）に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

2 高齢者虐待防止に向けた取組

（１）通報窓口の周知

広報あんじょう、リーフレット、庁内広告モニター等による周知。

（２）養介護施設等への外部の目の積極的導入

従事者同士の協力・連携による風通しの良い組織運営、地域住民との積極的な交流、介護相談員の受け入れなど

（３）関係者等への研修等の実施による対応力の強化

研修会等への積極的参加、事業所内での研修の実施、介護従事者のメンタルケアなど

3 虐待の通報件数及び認定件数について

（１）養護者による虐待

	相談・通報件数（増減）	虐待判断件数（増減）
安城市（平成３０年度）	55 件（＋17 件）	39 件（＋11 件）
安城市（平成２９年度）	38 件（＋3 件）	28 件（±0 件）
愛知県（平成２９年度）	1,650 件（＋201 件）	1,105 件（＋134 件）
全 国（平成２９年度）	30,040 件（＋2,100 件）	17,078 件（＋694 件）

平成30年度の安城市の状況

相談経路 介護支援専門員、介護職員が約49%

虐待者 夫(32%)、息子(20%)、娘(17%)

被虐待者 女性(72%)

(2) 養介護施設従事者等による虐待

	相談・通報件数	虐待判断件数
安城市(平成30年度)	8件(+3件)	6件(+4件)
安城市(平成29年度)	5件(-3件)	2件(-5件)
愛知県(平成29年度)	80件(+12件)	28件(-1件)
全 国(平成29年度)	1,898件(+175件)	510件(+58件)

平成29年度の全国の状況

通報経路 当該施設職員(23.2%)

発生原因 教育・知識・介護技術などに関する問題(60.1%)、職員のストレスや感情コントロールの問題(26.4%)

施設の種別 特別養護老人ホーム(30.4%)、有料老人ホーム(21.6%)、グループホーム(14.3%)

【参考資料】

・愛知県ホームページ

平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく県内市町村の対応状況について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/0000088688.html>

・厚生労働省ホームページ

平成29年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00001.html

地域包括支援センターの介護予防プラン等作成実績について（平成30年度）

説明事項（5）

1 か月あたりの平均件数

			全体	さとまち	中部	八千代	更生	松井	あんの ん館	ひがしば た	小川の 里
介護予防 サービス計画 （請求数）	包括直接	件	728	105	129	75	112	78	53	67	110
	業務委託	件	168	25	14	14	15	28	31	17	23
	合計	件	902	130	143	89	127	112	84	84	133
ケアマネジメ ント A(請求数)	包括直接	件	289	32	40	37	72	33	26	18	31
	業務委託	件	59	10	5	5	4	4	16	6	8
	合計	件	348	42	45	42	76	37	42	23	40
暫定プラン		件	19	3	2	1	1	1	0	6	7
基本チェック リスト実施数		件	37	3	2	1	3	5	11	9	4
サービス 担当者会議		回	130	20	19	13	24	14	9	11	20
★予防プラン 合計	包括直接	件	1,017	137	168	112	184	111	79	85	141
	業務委託	件	227	36	19	20	18	32	47	23	32
	合計	件	1,250	173	188	131	203	149	126	108	173

市からのお願い

包括支援センターでの予防プランの作成数が年々増加しています。包括支援センターから予防プランについては居宅介護支援事業所に作成を委託することができますので、各居宅介護支援事業所においては積極的な受託にご協力をお願いします。

自動消火器の給付要件の拡大について

１．現行の対象者

- ・ 70 歳以上かつ所得税が非課税のひとり暮らし高齢者台帳登録者。

２．改正により給付要件に追加する事例

次の（１）、（２）の要件を満たすこと

（１）申請者要件

申請者が 70 歳以上かつ所得税非課税であり、次のいずれかに該当すること。

- ① 要介護 1 以上の認定を受けている。
- ② 有効な要介護認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上である。

（２）世帯要件

世帯員全員が所得税非課税であり、世帯員全員が次のいずれかに該当すること。

- ① 要介護 1 以上の認定を受けている。
- ② 有効な要介護認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上である。
- ③ 身体障害者手帳 2 級以上である。
- ④ 療育手帳 A 判定である。

３．申請方法

- ・ 現行の対象者についてはこれまで同様に本人より申請を受け付けます。
- ・ 改正により給付要件に追加する事例については、調理をしているか等日常生活の状況を地域包括支援センターによるアセスメントの上、申請を受け付けます。

～ 高齢者・障がい者でひとり暮らしの方
高齢者・障がい者のみの世帯の方 へ ～

家具転倒防止器具を取り付けます

安城市では、地震発生時における家具の転倒による事故の防止を図り、安心して生活できる環境を整備できるよう、ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、家具転倒防止器具の取付け支援事業を実施しています。

ひとり暮らしの高齢者の方などで、家具転倒防止器具を設置したいが、取付けすることが難しい場合、ぜひご活用ください。

対象者（下記のいずれかの要件に該当する方）

- ・ 65歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、同居している者にこれらの手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の者のいない方

費用

取付け料は、無料です。

（ただし、金具等の材料費は実費負担となります。）



器具の取付けを希望される場合、市への申請が必要です。
取付け作業は、安城市シルバー人材センター会員が実施します。
詳しい事業内容は、下記までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

安城市役所高齢福祉課高齢福祉係（北庁舎1階 窓口No.44）

電話 0566-71-2223

要介護認定を受けている方の確定申告での障害者控除について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障害者（特別障害者）として一定金額を所得から差し引くことができます。

６５歳以上で要介護認定（要介護１以上）を受けている方も控除の対象となる場合があります。確定申告の際に障害者控除を受ける場合は市高齢福祉課へ申請してください。審査の上、確定申告に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。ご担当されている高齢者の方が該当する場合は周知をお願いします。

１ 申請方法

- ・ 障害者控除対象者認定申請書を記入の上、提出していただきます。
（令和元年度については１０月１日より受付を開始します）
- ・ 認定書は申請から１週間から１０日で送付します。
（注）障害者控除対象者認定書は、税法に定められた基準日（１２月３１日）での判定になります。

障害者手帳などを持っている人は、この認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。障害者手帳と認定書の障害者区分が異なる場合は、控除額の多いほうで申告できます。

２ 申請書の入手方法

- ・ 安城市福祉部高齢福祉課の窓口
- ・ 市公式ウェブサイトにてダウンロードができます。

３ 参 考

- ・ 障害者控除は以下のとおり（所得から差し引ける額です。）

	所得税	市県民税（住民税）
普通障害者	２７万円	２６万円
特別障害者	４０万円	３０万円
同居特別障害者	７５万円	５３万円

４ 問い合わせ先

安城市役所 福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 （窓口番号４４番）

電話番号 ０５６６・７１・２２２３（ダイヤルイン）

あんジョイプラン９策定に伴うアンケート調査について（概要）

１ あんジョイプランとは

あんジョイプランとは、市町村老人福祉計画と、介護保険事業計画の２つを合わせた計画で、安城市の高齢者福祉・介護保険事業の基本方針を定めるものです。今年度から「あんジョイプラン９」（令和３年度～令和５年度）の策定の準備をします。

あんジョイプラン９策定スケジュール

- 令和元年度…アンケート調査を実施（下記参照）
- 令和２年度…安城市の介護サービス見込み量の推計、介護保険料の設定

２ 調査予定時期 令和元年１１月～１２月

３ アンケート調査対象者及び調査方法（予定）

調査対象者		対象者の概要	前回送付件数 (プラン８)
①	一般高齢者及び 要支援認定者	要介護認定を受けていない６５歳以上の 高齢者（一部、要支援者含む）	２，０００件
②	要介護・ 要支援認定者	要介護認定を受け、在宅で生活する高 齢者（施設サービス利用者は対象外）	約４，３００件
③	第２号被保険者	４０歳から６４歳までの市民 (要支援・要介護認定はなし)	２，０００件
④	介護サービス事 業者	・介護人材に関する実態調査 ・居宅介護支援事業所への調査 など	新規 (プラン９から開始)

４、依頼事項

（１）ケアマネージャー様へ

上記表②のアンケート調査において、以下の２点についてご協力いただきましたら幸いです。

- ア 利用者のお宅への訪問の際、アンケート調査の回答をしたかどうかの確認
- イ 書いていなかった場合、回答のお手伝い（調査内容の読み上げ等）

（２）各事業所様へ

上記表④の調査を、事業所様を対象とし、実施する可能性があります（確定ではありません）。その際は、調査にご協力お願いいたします。

利用者負担の軽減制度

該当すると思われる方は、安城市役所 高齢福祉課 介護給付係にご相談ください。

問い合わせ先 0566-71-2226 (直通)

1 居住費・食費の軽減

所得の低い方の施設利用が困難とならないように、居住費・食費の負担を軽減する制度

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用した場合、以下の対象者であって、以下の表の第1～第3段階の人は、自己負担が負担限度額までとなり、負担が軽減されます。**負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。**

対象者 世帯全員が市民税非課税であって、以下の要件のすべてを満たす人及び生活保護受給者

○ 預貯金、有価証券等の合計が、1,000万円(夫婦は2,000万円)以下の人

○ 配偶者が、市民税非課税の人

※ 配偶者(内縁関係含む)については、世帯分離をしている場合でも、所得及び資産を含めて勘案します。

負担限度額 (1日あたり)

利用者負担段階(対象者)			負担限度額				
			居住費(日額)				食費 (日額)
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が 市民税非課税の人		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員 が市民税 非課税	本人の合計所得金額(年金雑 所得を除く)+課税年金収入額+ 遺族年金・障害年金収入額が 80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階		第1、第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
基準費用額(日額)			1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

※合計所得金額において、土地収用等の譲渡所得に係る税法上の特別控除がある場合は、特別控除後の金額

※ () 内の金額は、特別養護老人ホームや短期入所生活介護を利用した場合の金額

申請時に必要なもの

① 印鑑

② 被保険者及び配偶者のすべての預貯金等(※)の写し等

((※)預貯金、有価証券、金・銀、投資信託、タンス預金(現金)、負債(預貯金等から差し引いて計算))

2 社会福祉法人による軽減

所得が低く、生計が困難な人に対し、軽減を実施している社会福祉法人が行うサービスを利用したときの自己負担を軽減する制度 **負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。**

対象者 世帯全員が市民税非課税であって、以下の要件のすべてを満たす人及び生活保護受給者

○ 年間収入が単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

○ 預貯金等の額が単身世帯では350万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

○ 負担能力のある親族等に扶養されておらず、介護保険料を滞納していないこと。

対象 介護サービスに係る利用者負担額、居住費、食費（日常生活費は含まない。）

●介護福祉施設サービス、●訪問介護、●通所介護、●短期入所生活介護※、●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、●夜間対応型訪問介護、●地域密着型通所介護、●認知症対応型通所介護※、●小規模多機能型居宅介護※、●看護小規模多機能型居宅介護、●介護予防訪問サービス、●介護予防通所サービス

※は介護予防サービスを含む。

軽減割合 1／4軽減（老齢福祉年金受給者は1／2軽減）

※1 旧措置入所者で利用者負担割合が5％以下の人については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象。

※2 生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ全額軽減。

※3 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る食費、居住費等については、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限る。

申請時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 世帯全員の前年（1月～7月申請の場合は前々年）の収入状況がわかるもの（源泉徴収票・確定申告の写し等）
- ③ 世帯全員のすべての預貯金等（※）の写し（（※）預貯金（貯金1年間の出し入れが記載されたもの）、有価証券、社内預金等）

3 生計困難な人に対する軽減

所得が低く、生計が困難な人に対し、在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減する制度
安城市独自の軽減制度 負担の軽減を受けるためには、申請が必要です。

対象者 以下の（１）、（２）のどちらかに該当する人

- （１）老齢福祉年金の受給権を有しており、世帯全員が市民税非課税の人
- （２）前年の収入額が１０３万円以下であって、かつ、当該収入額と生計同一者の収入額の合計額が１６４万円以下の人

ただし、以下のいずれかに該当する人は対象外

- 生活保護受給者
- 預貯金等の額が、単身世帯では３５０万円を超える人、その他の世帯では生計同一者が１人増えるごとに１００万円を加算した額を超える人
- 市民税課税者又は生計同一者に市民税課税者がいる人
- 市税等の滞納者又は生計同一者に市税等の滞納者がいる人
- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人又は生計同一者が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有している人

対象 介護サービスに係る利用者負担額

●訪問介護、●訪問入浴介護※、●訪問看護※、●訪問リハ※、●通所介護、●通所リハ※、●短期入所生活介護※、●短期入所療養介護※、●居宅療養管理指導※、●福祉用具貸与※、●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、●夜間対応型訪問介護、●地域密着型通所介護、●認知症対応型通所介護※、●小規模多機能型居宅介護※、●看護小規模多機能型居宅介護、●介護予防訪問サービス、●介護予防通所サービス

※は介護予防サービスを含む。

軽減割合 5／10軽減

申請時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 被保険者及び生計同一者全員の前年（1月～7月申請の場合は前々年）の収入状況がわかるもの（源泉徴収票・確定申告の写し等）
- ③ 被保険者及び生計同一者全員のすべての預貯金等（※）の写し（（※）預貯金（貯金1年間の出し入れが記載されたもの）、有価証券、社内預金等）